

令和6年度第1回筑西市総合教育会議 会議録

- | | |
|--------------|--|
| 1. 招集日時 | 令和6年12月19日（木） 午後3時00分（開会：午後3時00分 ～ 閉会：午後3時45分） |
| 2. 場 所 | 筑西市丙360番地 筑西市役所4階 全員協議会室 |
| 3. 出席構成員 | 市長：須藤茂、教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、
教育委員：岡野陽子 |
| 4. 欠席構成員 | なし |
| 5. 構成員以外の出席者 | 副市長：菊池雅裕
【市長部局】市長公室長：渡辺好浩、総務部長：西秋透、企画部長：矢口徹、財務部長：松岡道法
【教育委員会】教育部長：市塚文夫、副部長：小栗美代子、副部長：池田いずみ
副部長兼指導課長：松山勝洋、学務課長：廣瀬栄子、義務教育学校整備課長：久保田敏行、生涯学習課長：飯島知枝
学務課学校総務係課長補佐：廣瀬宗亮、義務教育学校整備課学校整備係課長補佐：岩淵規子、
義務教育学校整備課学校整備係課長補佐：市村治、生涯学習課副課長：大山邦治、
生涯学習課文化スポーツ係係長：渡辺康久
学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：陶山周作、学務課学校総務係主任：根本知尋 |
| 6. 傍聴人 | 1名 |
| 7. 会議に付した案件 | (1) 学校の適正配置に向けた取組について
(2) 部活動の地域移行について
(3) コミュニティ・スクールについて
(4) その他 |
| 8. 議事の概要 | 1. 開会
小栗副部長：開会の前に報告いたします。総合教育会議は、原則公開となっております。本日は傍聴を希望される方が1名いらっしゃいます。傍聴される方は、受付時にご確認いただいた傍聴要領に従い、お静 |

かに傍聴していただくようお願いいたします。

また、写真による会議の記録は、ただ今の時間だけ許可いたします。会議開始後は、写真撮影はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和6年度第1回筑西市総合教育会議を開会いたします。

はじめに、須藤市長よりごあいさつをお願いいたします。

2. あいさつ

須 藤 市 長： 本日はご多用のなか、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、皆さまには日頃から本市の教育行政に多大なるご尽力を賜っており、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は3件の協議事項を予定しております。

まず、1件目の「学校の適正配置に向けた取組について」でございますが、明野地区に続く今後の適正配置に向けた取組について、ご説明申し上げるものでございます。

2件目の「部活動の地域移行について」につきましては、今般、教職員の業務負担等を背景に、中学校の部活動を地域へ移行する取組が話題となっておりますが、現在の市の取組状況について、ご説明申し上げるものでございます。

そして、3件目の「コミュニティ・スクールについて」でございますが、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった、特色ある学校づくりを行うに当たり、事業の内容等について、ご説明申し上げるものでございます。

以上、3件の案件につきまして、委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただければと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

小 栗 副 部 長： ありがとうございました。続きまして、大森教育長よりごあいさつをお願いいたします。

大 森 教 育 長： みなさま、こんにちは。本日は、総合教育会議ということで、市長と私たち教育委員会とで、筑西市の教育について協議する機会をいただき、大変うれしく思います。

今年4月に、市内初の義務教育学校である明野五葉学園が開校となり、2学期も終わりを迎える時期となりました。この期間に、子どもたちはたくさんの友達と出会い、活気溢れる有意義な生活を送ることができました。私自身も、数回学校を訪問させていただきましたが、子どもたちの

明るい笑顔と元気な姿に出会うことができました。

さて、本日は、「学校の適正配置」、「部活動の地域移行」、「コミュニティ・スクール」の3件の協議事項を予定しております。これらは、今後、子どもたちのよりよい教育環境を整えるために大変重要なものと考えておりますので、市長をはじめ、教育委員のみなさまと活発な意見交換ができればと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名人の指名

筑西市総合教育会議運営要綱第7条第2項の規定により、岡野教育委員を指名

4. 協議事項

筑西市総合教育会議運営要綱第4条第5項の規定により、会議の進行を須藤市長に交代

須 藤 市 長： それではここから、会議の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
はじめに、協議事項（1）「学校の適正配置に向けた取組について」、事務局から説明願います。

義務教育学校整備課長： 協議事項（1）「学校の適正配置に向けた取組について」ご説明いたします。

はじめに、「1 これまでの取組について」でございますが、協和中学校区での本年度の取組についてご説明いたします。

協和中学校区においては、筑西市学校の在り方検討委員会からの、明野五葉学園整備後の学校の適正配置の取組に係る答申に基づき、令和6年5月に「学校の在り方」協和地区協議会を立ち上げ、より良い教育環境の整備に向けた学校の適正配置に関する検討を進めてきました。

筑西市学校の在り方検討委員会から昨年提出された答申書の中段、「1 明野五葉学園整備後の学校の適正配置の取組について」の「（1）今後5年間で特に取り組むべきこと」、①といたしまして、「協和中学校区においては、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、望ましい教育環境が見込める義務教育学校（施設一体型）の設置、又は小学校の統合による学校の適正配置の検討を開始すること。」という、答申をいただいたことから、本年度、協和中学校区において、検討してきたところです。

続いて、「学校の在り方」協和地区協議会の状況について、ご説明いたします。

まず、令和6年5月10日に協議会を設立いたしました。メンバーは、自治会代表や保護者代表、関係団体の代表20名で組織してございます。そして、5月から、11月1日の期間で会議を6回開催いたしました。その間に、7月に協議会メンバーによる明野五葉学園の視察、9月には保護者アンケートの実施、また、取組状況の周知を図るため、9月と11月の2回、「協和地区協議会だより」を作成し、協和中学校区に全戸配布しております。

9月に行った協和中学校区の保護者アンケートについてでございますが、このアンケートは、小中学校の保護者だけでなく、認定こども園など、保育施設の保護者にもご協力いただき回答いただいております。結果については、「義務教育学校施設一体型がよい」と思う保護者が51%、「小中学校の統合がよい」と思う保護者が45.5%という結果になりました。学年別に見ると、より年齢が小さい子どもを持つ保護者の方が、義務教育学校の方がよいと考えているという結果となりました。

明野五葉学園での視察や、先ほどご説明したアンケート結果なども参考に協議を重ね、11月1日の第6回目の会議で協議会としての意見書を取りまとめました。そして、11月7日に、協議会会長から大森教育長へ意見書が手渡されたところです。提出された意見書の要約としましては、「協和中学校の敷地に施設一体型の義務教育学校を設置する方向で、より具体的な検討を進めてほしい」というものでございました。

続いて、学校の在り方検討委員会の状況についてでございますが、先ほどの「学校の在り方」協和地区協議会の協議結果を報告するとともに、より具体的な検討を行う『義務教育学校・協和地区準備委員会』の設置について承認をいただいております。

続いて、公共施設マネジメント推進委員会での取り組みでございます。公共施設マネジメント推進委員会は、市全体の公共施設の検討をする委員会であり、本年度はこれまで、2回の委員会が開催され、その中で、「学校の在り方」協和地区協議会の検討状況と、検討結果の報告を行っております。

続きまして、「2 今後の取組について」でございます。

協和中学校区におきましては、義務教育学校・協和地区準備委員会を設置し、より具体的な検討を進めてまいります。準備委員会の概要ですが、協和地区における義務教育学校の開校に向けて、

より具体的な検討を行うため、必要な事項について調査・検討することを目的としております。メンバーは、小中学校等の教職員、保護者、自治会の代表などで40名程度を予定しております。当面のスケジュールですが、本日12月19日の第1回総合教育会議の後、12月から翌1月にかけて、委員の選定などを行います。続いて、1月の教育委員会定例会で準備委員会委員を決定していただき、続く2月に第1回の委員会を開催したいと考えております。令和7年度以降のスケジュールについては、明野五葉学園の整備を参考に作成しております。令和7年度には、準備委員会での検討のほか、保護者や住民への説明会、基本構想の策定や基本設計を予定しております。そして、令和8年度には実施設計に入り、令和9年度に工事着工、開校は令和12年度の予定としております。

続いて、明野中学校区及び協和中学校区以外の中学校区の今後の取組でございます。明野中学校区及び協和中学校区以外の中学校区でございますが、適正規模を満たさない小学校については、将来的な義務教育学校の設置を目指しつつも、保護者や地域住民等の意見を十分に聴取し、必要に応じて、小学校の統合による学校の適正配置を検討することとしております。

説明は以上となります。

須藤市長：ありがとうございます。

ただ今説明のあった内容について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

学校の適正配置については、児童生徒数の減少が進む中、今後も、学校の適正配置に向けて、引き続き、検討を進めていかなければならないと考えておりますので、教育委員の皆様にも、ご協力をお願いしたいと存じます。

続きまして、協議事項（2）「部活動の地域移行について」、事務局から説明願います。

生涯学習課長：協議事項（2）「部活動の地域移行について」、ご説明させていただきます。

部活動の地域移行でございますが、小中学生、保護者の方、またスポーツ団体、文化団体等の方にとっても非常に関心の高い事業だと思います。現在「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する動きもありますが、本日は「地域移行」の名称でご説明いたします。

この事業の大きな目的は、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を、

社会総がかりで整備し支援することでございます。そのために、当市といたしましては、国や県のガイドラインに基づき、生徒がスポーツ・文化芸術などの活動の場を、主体的に選択できるように環境を整えることを目指し、令和8年4月から、部活動は平日のみとし、週休日等はクラブチームに所属する、市民団体で活動するなど、生徒が自由に選択できるような仕組みづくりを現在行っております。

今までは、多くの生徒は部活動として、平日及び週休日を学校で同一の部活に属し活動を行っていました。令和8年度からは、週休日の部活が地域移行となることで、週休日は平日の部活と別の種目を選ぶこともできますので、例えば、「平日は運動部だけれど、休みの日は、別の種目をクラブチームで練習をしたい。」といったことや、週休日はボランティアをしたい、市民団体と一緒に音楽をやりたい、勉強をしたい、家でゆっくりしたい、習い事をがんばりたいなど、生徒が主体的に選択できるようになります。また、平日の部活動はやらないけれど、休みの日だけクラブチーム等で活動することもできます。つまり、部活動の地域移行とは、「部活動の横スライド」ではなく、週休日の過ごし方を生徒が主体的に選べるということでございます。このことは、学校の中だけであった部活動が、地域での活動として多様な関わりの中で展開していけるものと考えております。また、この成果は幼児から高齢者まで、多くの方が参加できる文化スポーツ教育環境の構築にも繋がるものと考えております。

地域移行のメリットとしましては、生徒が主体的に活動場所を選択できるほか、生涯に渡りスポーツや文化に親しむきっかけづくりとなる、教職員の働き方改革に繋がる、市民団体等との活性化に繋がるなどが考えられます。また、今後の課題としましては、活動場所や指導者の確保や活動ジャンルの拡大などがあげられます。

続きまして、今までの取組状況についてご説明いたします。

地域移行を進めるにあたり、まず、市内の中学校・義務教育学校の校長先生をはじめとした教職員の先生方に部活動の指導や働き方についての協議を行ってまいりました。また、週休日の活動の受け入れ先の候補となる各種団体、また、小学校6年生の児童とその保護者、中学1年の生徒とその保護者に対してアンケートを実施しました。アンケートの結果でございますが、まず小学6年生の約52%、中学1年生の約44%が「地域クラブに参加したい」と回答をしております。保護者に関しましては、6年生保護者の約80%、中学1年生保護者の約76%が「地域クラブに参加させたい」

との回答がありました。ただ、保護者の意見として「生徒自身で行き来できるよう、通学している学校や自宅近くの施設での活動」を望んでいる方が多数を占めておりますので、活動場所までの送迎が1つの課題になることが想定されます。また、受け入れ側の各種団体をお願いしたアンケートの結果ですが、スポーツ団体は12団体、文化団体は26団体が中学生の受け入れを可能としております。

周知活動については、教育委員会から教職員、保護者、また受け入れ団体用に周知用のチラシを作成し配布を行っているほか、市のホームページに特設サイトを作り、生徒の受け入れを可能としている団体等の紹介をしております。

地域移行に向けての話し合いでございますが、各中学校長への説明を今月12日に実施し、協力の依頼をいたしました。また、昨日18日に各種団体の長にお集まりいただき、現在の取組状況の説明、今後の取組に対する協力を依頼いたしました。

続きまして、今後の取組についてご説明いたします。今後は、各種団体から推薦をいただき「部活動地域移行推進協議会」の立ち上げを考えております。協議会の中で、具体的な推進計画の策定、市としての支援の方法等を検討し各課題をクリアにしていきたいと思います。また、情報発信がまだまだ不足している部分は感じておりますので、様々な媒体で地域移行についての情報提供をしてまいりたいと考えております。

生涯学習課としましては、児童生徒が令和8年度にスムーズに地域クラブでの活動に移行できるよう、支援してまいりたいと思います。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

須藤市長： ありがとうございます。

ただ今説明のあった内容について、ご意見がありましたらお願いいたします。

岡野委員： 地域移行に伴う生徒の今後の状況については理解できたのですが、部活動に熱意がある教職員たちは、地域移行後はどのようにしたらいいのですか。

生涯学習課長： 学校の部活動としての休日の指導は、活動がないため実施は出来ませんが、各種団体等の指導員となる形で指導に従事していただけるかと考えております。

岡野委員： それは、あくまでボランティアとしての従事になるのですか。

生涯学習課長： 指導者の形態については、指導員報酬の有無も含めて今後検討をしていきたいと考えております。

草間委員：休日に部活動を行えないとなると、今まで休日に練習試合や地区大会等に参加することで、チームとしての力をつけていたと思うのですが、休日の地域移行化に伴い、学校の部活動は大会に参加できなくなってしまうのではないのでしょうか。例えばサッカー一部に所属している生徒がみな、地域のサッカークラブにも所属していれば、チームとしての活動も円滑になると思うが、一部の生徒しか所属していないとなると、それぞれの活動で戸惑いや連携に難が生じるのではないのでしょうか。そういった課題を令和7年度で解決していかないと、地域移行も難しいのではないかなと思います。

また、先ほど岡野教育委員が仰っていましたが、部活動に熱意をもって取り組んでいた先生たちが意気消沈してしまうのではないのでしょうか。部活に注いでいたエネルギーを子どもたちのために、例えば教材研究ですとか、子どもたちとの時間にシフトできるかというのもひとつの課題なのかなと思います。先生の熱意は、校長の学校経営にも関係するところだと思いますし。教職員の働き方改革もあつての取組ではありますが、そういった先生方のフォローというの、来年1年間の課題になるのではないのでしょうか。

山口委員：今後、地域移行が進むことによって市内にクラブチームが発足してくると思われますが、他市町村からの受入れは可能なのでしょうか。

生涯学習課長：クラブチームが、市外の方も受入可としていけば問題ないと思います。逆に、市内の子どもが他市町村のクラブチームで活動することも可能です。

山口委員：今後活動の補助金制度も検討していると資料にあります。その場合、市内のクラブチームに一律で補助を行うのか、それとも、あくまで対象者は市内に在勤在住の方になるのでしょうか。

生涯学習課長：補助金の詳細につきましては、今後発足を予定している協議会のなかで検討してまいりたいと思います。

須藤市長：よろしいでしょうか。貴重なご意見等ありがとうございます。

この案件については、子どもが少なくなっているという背景にあわせて、教職員の働き方改革にも影響があるということで、非常に話題となっている案件です。ご意見にもありましたとおり、課題等もたくさん抱えている中で、方向性としては進めていかなくてはならない事業でもあります。当事者となる児童生徒の意見を大切に、令和8年度からの休日部活動の地域移行に向けて準

備を進めてまいりますので、教育委員の皆様にもご意見をいただきながら、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項（３）「コミュニティ・スクールについて」、事務局から説明願います。

生涯学習課長： 協議事項（３）「コミュニティ・スクールについて」ご説明させていただきます。内容によって所管を学務課と生涯学習課で分担してございますので、説明も担当課ごとに行わせていただきますのでご了承願います。

コミュニティ・スクールは平成 25 年に政府が策定した「第 2 期教育振興基本計画」に「公立小中学校の 1 割をコミュニティ・スクールにする」と目標を掲げられており、各市町村で順次取り組んでいる事業でございます。筑西市では、令和 7 年度にモデル校 1 校を設定し、令和 8 年度以降順次広めていく予定でございます。

コミュニティ・スクールの導入についてですが、学校と地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しており、学校単独では解決できない事案、地域だけでは解決できない事案も多くなっております。そういう状況の中、学校と住民たちが力を合わせて、学校運営に取り組み、学校と地域が相互にパートナーとなることで一体的な活動を推進していくというものになります。

コミュニティ・スクールは、「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の 2 つが、の大切な両輪となっております。この 2 つが、具体的にどのようなもののかの詳細につきましては、この後ご説明しますが、「学校運営協議会」は地域住民や保護者などが学校運営に参画し、学校と地域で「育てたい子ども像」などの共通の目標を掲げます。狭い意味では、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校と定義づけられています。共通の目標を具現化するための、例えば学習支援や体験活動、防犯見守りなどの具体的な活動をするために、地域で協力するのが「地域学校協働活動」となります。

筑西市はもともと、地域が学校に協力的な土地柄ではありますが、コミュニティ・スクールになることで、今まで以上に、地域の思いや考えが学校に届きやすくなり、学校も「地域とともに子どもを育てる」という意識が強まると想定されます。

コミュニティ・スクールの導入についての説明は以上となります。

学 務 課 長： 続いて、学務課より「学校運営協議会制度」について、ご説明いたします。

学校運営協議会制度とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能と

なる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みでございます。

「学校運営協議会」を設置しますと「コミュニティ・スクール」と称することができ、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるものです。

学校運営協議会の役割として、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の、3つの主な役割があります。

続きまして、学校運営協議会の委員についてですが、学識経験者、保護者、地域の方、校長、教職員、対象学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が適当と認める者で20人以内で組織することになります。

現在、本市では、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる「学校評議員」が制度化されておりますが、この体制から段階的に発展し、保護者や地域の方々等で構成される学校運営協議会が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域において教育目標やビジョンを共有し、社会全体で子どもたちの健全育成や学校運営の充実を目指すこととなります。

学校運営協議会制度についての説明は以上となります。

生涯学習課長： 続いて、生涯学習課より「地域学校協働活動」について、ご説明いたします。

「地域学校協働活動」とは地域の高齢者、成人、保護者、民間企業、各種団体など、幅広い地域住民等の参画を得て、「地域全体で子どもたちの学びや成長を支える」こと、そして、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することを主な目的として活動を行っていくことです。学校運営協議会で掲げた目標の実働部隊の側面もあり、地域の人と子どもたちが一緒に田植えや稲刈りといった体験学習をしたり、読み聞かせ、登下校の見守り等のほか、地域の課題について、子どもたちも一緒に考えながら解決するなども想定されます。

このような活動を通じて、地域住民が、学校の諸問題について「自分事」として捉え、学校に「協力する」のではなく、学校で自分自身も活躍する場になることが、重要なポイントとなります。

こういった活動をするうえで、先ほどの「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」、又は「学校」と「地域」の橋渡し役が必要となりますが、その調整役として「地域学校協働活動推進員」を置くことができます。

「地域学校協働活動推進員」は、活動するにあたっての企画・調整や、地域ボランティアの確保などを行う調整役として、自治会関係者やＰＴＡ関係者、教職員ＯＢなど学校にも地域にも精通している人を想定しております。市教育委員会としましては、学校と連携しながら、「地域学校協働活動推進員」の人選を含んだコミュニティ・スクール導入の支援をしてまいります。地域学校協働活動、また、コミュニティ・スクールについての説明は以上となります。

須 藤 市 長： ありがとうございます。

ただ今説明のあった内容について、ご意見がありましたらお願いいたします。

草 間 委 員： 説明を聞いていますと、学校運営協議会は大きな権限を保持するととれるのですが、当市では各学校に学校評議員がおり、各学校に対して意見を述べるができると思います。学校運営協議会の制度が始まると、学校運営協議会のほうが学校評議員より組織的に上の立場となるということですか。

教 育 部 長： 学校運営協議会については、学校評議員に代わるものと考えていただければと思います。学校運営協議会を設置することによって、学校区の自治会、ＰＴＡ、おやじの会など、各学校をとりまく協力者の代表などが現在の学校評議員さんにプラスして運営されるといったイメージとなります。

草 間 委 員： よく分かりました。学校運営協議会が設置されると、学校評議員はなくなるということですね。ここからは意見になるのですが、学校運営協議会の役割のひとつとして、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」とありますが、基本方針の作成にあたって、次年度の方針は前年度の２月、３月に承認していただかないと、年度当初の４月１日に方針を示せないということですよ。ね。反対されたら方針の修正も必要になってくるでしょうし。そのため、協議会が承認の権限をもつことによって、学校側は早めに方針の作成を行っていかねばならない。学校の運営に対して、地域が意見を述べることができるようになるので、学校経営側はいろいろと考えないといけないところもあるでしょうね。学校は大変なこともあるかと思いますが、その一方で、これまで

は基本方針を作成しても、実際に方針を示す新年度には、その方針を作成した先生が退職や異動等により方針の意図が伝わらないということもあったと思いますが、学校運営協議会があることで、次年度に向けた基本方針を学校と地域とが共有して子どもたちを育てていく、というのはとても良いものだと思います。

教 育 部 長： ご意見ありがとうございます。確かに、この制度につきましては、学校に対しての権限をもつものである、協議会の委員さんをお願いする方の人選は非常に大切なものと考えております。また、今現在、学校運営の中で協力いただいている団体さんと学校をつなぐ地域学校協働活動推進員、コーディネーターさんの役割も非常に大切と考えています。このコーディネーターとしてお願いする方は、学校運営も把握している学校教職員OB等を想定しています。

また、今までの学校評議員につきましては、報酬のお支払等はしていませんでしたが、学校運営協議会委員の方には一定の報酬を支払わせていただきます。そういったところからも、協議会に参加していただく方も、やりがいというものを感じていただけるのではないかと考えています。地域の方に協力していただくことで、学校や地区の伝統行事や農業体験の実施などが行えることによって、スムーズに運営が行えると、学校と地域にとっても非常に有効なものと考えております。

委員が心配されていましたが、学校の基本方針の策定については、一度、学校から教育委員会に提出していただき、協議会に諮る前に教育委員会で承認する必要があると考えております。学校運営協議会制度の導入にあたっては、様々な調整や人選も含めて、考えていかないといけないと思っております。

須 藤 市 長： 貴重なご意見ありがとうございます。

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、児童生徒たちの豊かな成長を支えるための学校運営を行っていただけるよう、精力的に取り組んでいただければと思います。

続きまして、(4) その他でございます。これまでの協議事項を通して、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項は以上でございますので、ここで進行役を事務局にお返ししたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

5. 閉会

小 栗 副 部 長： それでは、以上をもちまして 令和6年度第1回筑西市総合教育会議を閉会いたします。

以上 閉会午後3時45分